

岩手県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者の所在が不明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成28年1月22日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1 送達すべき書類

一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割地内から宮古市金浜第3地割地内まで及び同市八木沢第3地割地内から同市田老字向新田まで）並びにこれに伴う県道、市道、町道、農業用道路及び普通河川付替工事に伴う収用事件に係る裁決書及び更正決定書

2 送達を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
岩手県大船渡市三陸町越喜来字浪板197番地1 安藤ハザマ西沢建設工業21	豊間根 守

3 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況
下閉伊郡山田町石峠第4地割	20番1	雑種地	113㎡	113.86㎡	113.86㎡	宅地

4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成28年2月12日をもって送達があったものとみなされます。